

長野県中小企業団体中央会を通じて長野県石油商業組合に指導していきます

長野県石油商業組合（以下、「石商」という。）に係る対応について、以下のとおりお知らせします。

1 長野県中小企業団体中央会への依頼について

本日付けで、長野県中小企業団体中央会（以下、「中央会」という。）に、中小企業等協同組合法第74条第1項第1号により引き続き、県と連携・協力して石商に以下の事項について指導を行うよう依頼しました。

（内容）

○県がこれまで実施を求めてきた「4つの対応」に関する事項

県が求めている4つの対応

- ・公正取引委員会の調査に協力すること
- ・県民への信頼回復に努め、県民に対する説明責任を果たすこと
- ・組織としてガバナンスを確立し、コンプライアンスを遵守すること
- ・再発防止の申し合わせや宣言の実施について、県民に向けてしっかりと説明を行うこと

○個別の事項

- ▶県が求めてきた、これまでの事実関係や、下記を含めた今後の対応、再発防止策等について、県に報告すること
 - ・コンプライアンス委員会で取り組む方向性や実施状況
 - ・公益通報窓口設置の検討状況
- ▶石商自ら主体的に考え、行動し、県民に対して、これまでの総括や再発防止策等について、丁寧に説明を行い、信頼を回復すること
- ▶石商組合第三者委員会の報告で指摘されたことについて、真摯に対応するとともに、今後、公正取引委員会による調査結果が出た際には、厳正な対処、再発防止を確実に行うこと。

県から中央会への依頼文書は、以下のリンクからご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/070812sekisho.html>

2 石商から提出のあった報告内容の公開について

令和7年9月22日に石商から提出のあった報告内容について、以下のものを公開します。（石商から組合員への配付完了の連絡があったため公開するもの。）

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・店舗用リーフレット

内容は、以下のリンクからご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/070812sekisho.html>

〔これまでの経緯〕

9月22日報告事項

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/070922press.html>

9月12日聞き取り内容

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/070812sekisho.html>

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

〔長野県総合5か年計画推進中〕

（問合せ先）

産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係

（担当）小岩井

電話 026-235-7218（直通）

FAX 026-235-7496

E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp